



# ロシアにおける「国民」形成と「言語権」保障

竹内, 大樹

---

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2024-03-25

(Date of Publication)

2026-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8815号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100490040>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



学位請求論文審査報告要旨

博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

|         |                                                     |
|---------|-----------------------------------------------------|
| 氏 名     | <small>たけうち おおき</small><br>竹内 大樹                    |
| 学位の種類   | 博士(法学)                                              |
| 学位授与の要件 | 神戸大学学位規程第 5 条第 1 項該当                                |
| 学位論文の題目 | ロシアにおける「国民」形成と「言語権」保障                               |
| 審 査 委 員 | 主査 教 授 井上典之<br><br>教 授 浅野博宣<br><br>教 授 渋谷謙次郎（早稲田大学） |

## 論文内容の要旨

以下において、審査対象論文である竹内大樹氏の「ロシアにおける『国民』形成と『言語権』保障」の内容の要旨を示す。

本論文は、ポスト・ソヴィエト期のロシアによる国家建設の実相を明らかにするために、国民統合原則とされる「多民族からなる人民」および「諸民族の同権」を標榜しながらも、「誰をロシア国民とするのか」を常に問題として「国民」形成の試みに従事しながら、ロシア民族を中心にした民族共同体形成を主権国家の実態とする方向へと変貌しつつある主権的国民国家ロシアの状況を、「言語権」保障を1つの軸として憲法を含めた法制度の変遷という観点からとらえ直そうとする序章から第6章までの展開と共に、そこで得られた知見のまとめと残された検討課題を提示する終章の8つの章で構成されている。

まず序章では、ソ連解体後の「ロシアの国家建設の失敗」の結果、国境を超えて拡散したロシア語を母語とする人民を「言語」および「民族」を指標にして保護するとの名目の下に、ロシア語系住民に国籍を付与することから始めて、その居住地域への軍事的侵攻、領土の併合という20世紀のナチス・ドイツと同じ手法で国際社会から非難されている現在のロシアの武力による国境の変更が「ロシア語系住民の言語権侵害」を口実に行われているという事情を挙げて、ソ連解体後のロシアが「誰をロシア国民とするのか」という問題の検討が必要であることを示す。その際に、多民族からなる国民を結びつける要素としてのロシア語という言語の重要性から、在外同胞とされるロシア語系住民ならびに領土内に生存する少数民族の統合を目指す問題点の考察を行うことが本論文の主題となることが提示されている。

以上の序章における問題提起を受けて、「第1章：重要な概念の整理：『国民』と『言語権』」では、本論文全体を貫く重要概念としての「国民」および「言語権」に関する先行研究を概観し、文化的に中立的な国家が存在しない以上、「言語権」保障の変容は「国民」概念の変容と関連づけて論じる必要性が指摘される。そこでは、近代の主権国家建設過程において民主主義を実現するためには、「主権者＝国民」を画定するために「制度・理念の共有」という方法での統合では不十分で、「言語の共有」による「アイデンティティによる統合」に立脚しなければならないこと、そこで用いられる「言語権」については普遍的に定義づけることが困難であること、ロシアでは連邦憲法が「言語権」を規定しているが、その内容を具体化する言語関連立法がしばしば改正され、また、新規立法が制定される結果、憲法上の「言語権」の内容は国家建設過程で念頭に置かれる「国民」概念の変容と共に変化していることが、「言語権」と「国民」形成を関連づけて検討すべき理由として示される。

第1章の概念整理に続けて、「第2章：ロシアにおける国家建設の背景」では、ポスト・ソヴィエト期のロシアにおける「国民」概念と「言語権」保障に関する分析のための歴史的背景が示される。そこでは、帝政ロシア時代に始まりソ連時代のいくつかの段階での「母語」による主権国家の「国民」形成の実態を描写したうえで、ポスト・ソヴィエト期のロシアにおける「国民」形成の問題を概略している。すなわち、帝政時代は、帝国志向性によって「国民」が形成されていたために、「母語」を各人がそう思うものと主観的にとらえられ、国民

形成とは必ずしも結びついていなかったこと、ソ連時代にはイデオロギーによる統一が意図されたため「国民」形成に言語の意義があまり意識されず、「民族帰属に応じた言語」を母語としていた時代から「日常生活で使用する言語」として母語をとらえるようになった時代へと変遷していったこと、他方で、日常生活ではソ連全土でロシア語の使用が拡大していったことにより、ポスト・ソヴィエト期には旧ソ連諸国が「民族帰属に応じた言語」という概念を用いて民族主義化しながら主権宣言により独立していった事情から、ロシアでは「多民族からなる人民」および「諸民族の同権」を標榜することで国民形成を試みるようになったという点が指摘される。ただ、21世紀のプーチン時代になって、ロシア国民のナショナル・アイデンティティーの確立が急務とされることにより、言語による「国民」形成へと向かっていった事情が詳述されている。

そこで「第3章：ロシアにおける『国民の形式的要件』の変容」では、国籍法と在外同胞支援法で念頭に置かれる「国民」と「在外同胞」の概念の変容について、「誰をロシア国民とするか」という問題を「国民の形式的要件」に関連するものとして取り上げられている。そこでは、ソ連時代末期のペレストロイカ期に生じた民族共同体志向による各共和国が無国籍者を生んだことから、ソ連解体後のロシア共和国では在外同胞の保護を訴える声が高まった結果、「近い外国」におけるロシア語系住民の保護を目指し、国籍法が改正されていた状況が詳述される。特に2012年からのプーチン期に「ロシア＝文明国家」とする自己規定によって2014年から始まるロシア・ウクライナ戦争が、在外同胞の概念を変容させ、ウクライナ国籍を有するロシア国民といった事実上の二重国籍を認めることで、現在の特別軍事作戦が展開されている点を指摘する。その背景には、ロシア語系住民に二重国籍を認める国籍法改正、その保護を国家レベルで承認する2020年の連邦憲法の改正があることが指摘されている。

以上の国民の形式的要件からの在外同胞の保護の問題に加えて、「第4章：ロシアにおける『国民の実質的要件』の変容」では、ロシア連邦の領土の広大さからの「多民族連邦制」から国内の少数民族を1つの国民としてどのように統合していくのかの問題が論じられる。特に21世紀に入って、プーチンによる中央への求心力の強化が図られ、ロシア民族中心の文明国家論、主権民主主義論が展開されることによって、非ロシア系諸民族（国内の少数民族）にもロシア民族と共に「我々」のうちに含まれるようロシア語を中心とした全ロシア的文化アイデンティティを強要していくことで、在外同胞の保護の裏側としての国内の少数民族のロシア化を強要していくことが記述される。その点の法的裏づけとして「第5章：ロシアにおける言語関連立法の変容」において、連邦憲法の内容の変更に伴う連邦言語法から連邦国家語に関する法律への変遷が展開される。そこでは、ロシアの出発点における「主権者＝多民族からなる人民」と「諸民族の同権と自決」を定めていた1993年の連邦憲法が2020年の改正によって「国家形成民族の言語としてのロシア語」との規定が導入され、少数民族の言語権を保障していた「連邦言語法」が、まず普通教育の場面での規格化のための標準言語としてロシア語を大学入試において用いることを強要していくこと、2012年の新教育法によって多少なりとも認められていた少数民族言語での教育が、その後の2020年の

連邦憲法の改正に併せた「ロシア文明アプローチ」の強調からの「ロシア連邦国家語に関する法律」によって少数民族に対する同化主義が展開され、その背景に、本来、少数民族の自決権の 1 つであった言語権が、ロシア民族の母語についても用いられ、ロシア語に関する言語権保護として国内多数派のロシア民族の憲法上の権利とみなされるようになっていった変容が示される。

問題は、このようなロシア国内法で認められている「言語権」の性格についての変遷をロシアの国内裁判所の判例がどのようにとらえていたのかを、「第 6 章：ロシアにおける『言語権』保障」が、その点を取り上げて検討している。まず、ロシア国内裁判所は、ウクライナ侵攻の結果ロシアの加盟資格停止が決定されたが、それまではロシア自身も加盟していたヨーロッパ評議会のヨーロッパ人権条約との関係を問題にしていた。当初は、国際人権法との整合性のための少数民族自決権の 1 つとしての言語権のとらえ方を前提にする判例が展開されていたが、ロシア国内の少数民族保護の視点で言語権をとらえていたロシアの連邦憲法裁判所も、ロシア国内の中央集権化、ナショナル・アイデンティティー形成を担う連邦国家語としてのロシア語の役割、ロシアでの多数民族としてのロシア民族の母語としてのロシア語の保護といった側面から、少数民族に対する差異を認める余地の減少をもたらし、連邦国家語としてのロシア語教育の機会の確保が個人の言語選択権の内容と考えられるようになっていった判例の展開が詳述されている。

以上の考察を踏まえ、終章では、ポスト・ソヴィエト期のロシアでは、ヨーロッパ文明と区別されたロシア文明の独自性を強調する「文明アプローチ」によって「ロシア連邦ナショナリズム」が展開された結果、「我々」と「他者」の境界がロシア語を中心としたロシア民族文化の受容に置かれることになり、ロシアでの「国民」概念の変容はロシア語という「言語」の国内における位置づけに関連していることが確認される。そして、そこには「言語権」保障の変容が大きくかかわっており、主権民主主義という思想の下で、言語権が少数民族の自決権的とらえ方から多数派の言語の保護へと変化したことも確認される。そこから、ロシア語系住民が少数派になる旧ソ連諸国での「言語権」は、元々の少数民族の自決権としての性格を保持しているが、ロシア語系住民が多数派となるロシアに「大国としてのロシアの復活」を期して軍事侵攻の口実を与えてしまう結果になり、果たして言語権の保障がそのような帰結を生む規範として機能し得るのかという点、さらに、多民族国家において憲法で言語権を保障すれば多数派の言語権を保障するものとして用いられ、少数民族を抑圧する法的手段となってしまうが、果たしてそれでよいのかという点の検討が、言語権の普遍的理論の検討と共に残された課題になることで、本論文は締めくくられている。

## 論文審査の結果の要旨

審査対象論文である竹内大樹氏の「ロシアにおける『国民』形成と『言語権』保障」は、従来、憲法学において近代国民国家の三要素とされる領土・国民・統治権のうち、あまり意識されずに領土内に居住する者が「国民」になるという点を「言語」という要素からとらえ直し、主権国家形成のために言語がいかなる役割を果たすのかを解明しようとする内容を主たる内容とするものになっている。しかもその点を、ロシアという国家を対象に、民俗学や政治学を中心とする地域研究の域にとどまらず、法的視点からとらえ直す内容として展開している点に、本論文の1つの重要なポイントが示されている。

日本の憲法学においては、「国民」は親の血統を中心に国籍法が規定しているために、あまり日本語という「言語」に注目して語られることはない。日本国民である以上、当然日本語は理解しているはず、普通教育において国語として日本語が教えられるのは当然との前提から、日本国民の母語は日本語であるという点での疑問はほとんど出てこない。しかし、近年、EUやその加盟国においても、自国語は何かという点が問題とされ、何を公用語とするかの議論が巻き起こっている。そこには、本論文がロシアを例に挙げているように、「文化的に中立な国家はあり得ない」とすれば、国民形成において言語を問題にせざるを得ないというのも当然のことなのかもしれない。また、言語は、近代立憲主義の普遍的原理とされる民主主義のプロセスにおいて重要な役割を果たす要素だとすれば、民主プロセスへの参加を権利として認められる主権者が国家の公用言語を理解すべきと考えることにも十分な理由があるといえる。その点をうけて、本論文が指摘するように、どちらかという民主主義からほど遠い権力主義的なロシアにおいて「主権民主主義」の見地から、多数派であるロシア民族の母語であるロシア語を国家語として少数民族にもその教育を強要しているのは非常に興味深い点になる。この点を考慮すれば、血統だけで国籍保有を認める日本国は、日本語を十分に理解しない日本国民を生み出す可能性がある（実際にそのような事例はみられる）。そのような日本国民も主権者として民主プロセスへの参加権である選挙権は認められることになるが、議会制民主主義を人類の普遍的原理と標榜する日本国憲法の下で、果たして親の血統だけで日本国民とするのがよいのかという問題を考えるきっかけになる内容の記述が本論文では展開されている。

ただ、本論文が示すように、あまりにも「国民」形成をナショナル・アイデンティティーの尊重という点から人民の統合を目指してナショナリスティックにとらえてしまうと、ロシアにおけるロシア民族の優位という多数派の意向が重視されて少数民族は抑圧されることになる。ロシアでは、その点を考慮してか、プーチンは、ロシア民族の優位ではなく、ヨーロッパ諸国で展開されているヨーロッパ文明とは区別されたロシア文明の独自性を強調し、そのようなロシア文明の尊重という「文明アプローチ」からロシア語の尊重を基礎づけるような法改正を行っている指摘は興味深い。ポスト・ソヴィエト期の出発点となるエリツィン時代に民族主義から独立を果たしたバルト三国に対抗して「多民族共存」を前提にロシアの国家建設を行ったために「国家建設の失敗」が指摘され、21世紀に入ってからプーチン

時代には国内の非ロシア系民族を包摂するロシア「国民」の統合を言語によって実現しようとし、硬性になっていない法律改正手続と同じ方法で改正できる軟性の条項の連邦憲法改正という手法で国民統合を行い、従来の言語関連法律の改正を憲法上正当化しようとする試みが本論文では展開され、その点に関してもロシアという主権国家の独自性が強調されている。

本論文では正面から取り上げられていないが、部分的に指摘される民族主義的な視点の下で少数民族となるロシア語系住民を含む旧ソ連諸国（バルト三国やウクライナなど）では、少数派であるロシア語系住民の言語権が十分には認められず迫害されている状況に対して、他方で、ロシア民族が多数派となるロシアではロシア語についての言語権が、一方では国内の少数民族の言語権を尊重せずに、他方でそれが十分すぎるほど保障されることによって、少数派になっている「近くの外国」のロシア語系住民の保護を名目にしたロシアの軍事侵攻は、「言語権」の規範的效果が逆の方向に向かっている点を指摘する内容となり、比較法的な視点からも興味ある内容が展開されている。そこでは、言語権が憲法上の基本権とされることにより多数派を保護する機能を果たすという、本来の少数派の自決権としての「言語権」とは異なった効果を持つてしまう内容が詳述されているのも本論文の重要なポイントといえることができる。

ただ、本論文にも問題点がないわけではない。国民形成におけるナショナル・アイデンティティーの尊重が指摘され、ネーションという言葉を超えて「国民」ととらえているが、現在、EUにおいてネーションという言葉を超えて「国民」というよりも「社団としての国家」ととらえる見解の方が有力になっている点を、EUとの差異を強調するロシアにおいてなぜまだネーションを超えて国民と理解しているのかの説明はない。これは、本論文の主題ともいえる「国民」概念に大きく影響するはずの基本的視点であるはずであって、その点が解明されることによって本論文の内容は大きく膨らんだであろうと推察できる。そうではあっても、ロシアにおけるナショナリズムの推移について「民族中心ナショナリズム」ではなく「ロシア連邦ナショナリズム」であるとの検討も行っている点でこの不十分さは補われていると考えることもできる上に、残された問題点としての自覚もあることから、旧ソ連諸国、特にEUに加盟しているバルト三国や、EU加盟を表明しているウクライナなどの法制度の比較を今後行っていくことで、「言語権」という基本権の「国民」形成に持つ効果を解明するきっかけとしては、十分な内容を本論文は展開していると考えられる。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である竹内大樹氏が博士(法学)の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

令和 6年 2月 19日

審査委員 主査 教授 井上典之  
教授 浅野博宣  
教授 渋谷謙次郎（早稲田大学）